

東京都立小石川高等学校管理運営規程

22小石川高第1号

平成22年4月1日

校長 決定

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立小石川高等学校・全日制課程（以下「本校」という。）の管理運営及び本校の伝統の東京都立小石川中等教育学校への引き継ぎのため、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

第6 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第7 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第8 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。ただし、特別の事情のあるときは、その一部を置かないことができる。

1 部

総務部、教務部、生活指導部、進路指導部及びSSH部を置く。

(1) 総務部

学校要覧等文書の作成、公文書の整理・保管、学校説明会の企画立案、21 開拓委員会の運営等、他の部・委員会に属しない事項の運営に当たり、学校運営の円滑化を図る。

(2) 教務部

教育課程の編成及び実施の総合的な調整、教科書・教材の取り扱い等、教務に関すること。並びに図書館等の管理・運営、視聴覚機材等の管理及び運営等、図書視聴覚に関すること。

(3) 生活指導部

生活指導計画の立案及び実施の総合的な調整、生活指導に関する資料の整備等、生活指導に関すること。並びに保健計画の立案及び実施の総合的な調整、生徒の保健管理等、保健に関すること。

(4) 進路指導部

進路指導計画の立案及び実施の総合的な調整、進路情報の収集・整理等、進路指導に関すること。

(5) SSH部

小石川高等学校及び小石川中等教育学校のスーパーサイエンスハイスクール(以下「SSH」という)事業の計画立案、運営に関すること。

2 学年

第三学年を置く。

3 教科

国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語及び情報を置く。

4 企画調整会議

5 職員会議

6 委員会

省エネ委員会、学校開放事業運営委員会、学校安全委員会、ホームページ管理運営委員会、安全衛生委員会、防災委員会、学校保健委員会、校内研修委員会、情報・ICT委員会、SSH推進委員会及び教育相談委員会を置く。

(1) 省エネ委員会

「都有施設省エネ・再エネ等導入指針」にもとづき、学校施設等における省エネ・再エネの取組みを推進すること。

(2) 学校開放事業委員会

地域に開かれた学校づくりを促進し、都民の学習・文化・スポーツ活動の振興に資するために学校の開放事業の運営に関すること。

(3) 学校安全委員会

生徒の安全確保と学校の安全管理を充実するために危機管理体制や防犯に対する取組に関すること。

(4) ホームページ管理運営委員会

インターネットのホームページを活用し、学校に関する情報提供を行うためにホームページの管理運用、掲載内容等に関すること。

(5) 安全衛生委員会

学校職員の労働安全を確保し、危険または健康障害の防止と健康増進を図ることにに関すること。

(6) 防災委員会

消防法第8条第1項にもとづき、本校における防火管理業務、火災等の災害予防、及び災害時の対応に関すること。

(7) 学校保健委員会

学校における保健管理及び安全管理に関して必要な事項を定め、生徒及び職員の健康保持増進を図る学校保健計画を立案し、実施することに関すること。

(8) 校内研修委員会

校内の研修を活性化するために、研修計画を企画立案し、実施すること及び運営全般に関すること。

(9) 情報・ICT委員会

情報設備に関する導入と管理、校内の情報管理に関すること。

(10)SSH推進委員会

小石川高等学校及び小石川中等教育学校のSSH事業の研究開発、実施、調整に関すること。

(11)教育相談委員会

教育相談の実施、教育相談に関する諸事項の検討を行い、よりよい教育相談に関すること。

7 21開拓委員会(学校運営連絡協議会)

8 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動の指導業務は、所属職員が行う。

9 その他

学年協議会及び教科主任会を置く。また、校長が必要と認めるときは、その他の分掌組織を置く。

(1) 学年協議会

学校運営の円滑化を図るため、生徒指導や行事等における各学年間の連絡・調整に関すること。

(2) 教科主任会

学校運営の円滑化を図るため、各教科間の連絡・調整に関すること。

第9 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第10 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、総務主任、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、SSH部主任、各学年主任及び経営企画室係長とする。ただし、校長が必要と認めた場合、各委員会の代表を参加させることができる。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めるときは、企画調整会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として毎週1回中等教育学校と合同で開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 その他、必要な事項は、校長が定める。

第11 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

(1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。

(2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。

(3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めるときは、職員会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として月1回中等教育学校と合同で開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 司会

校長が選任する。

7 記録

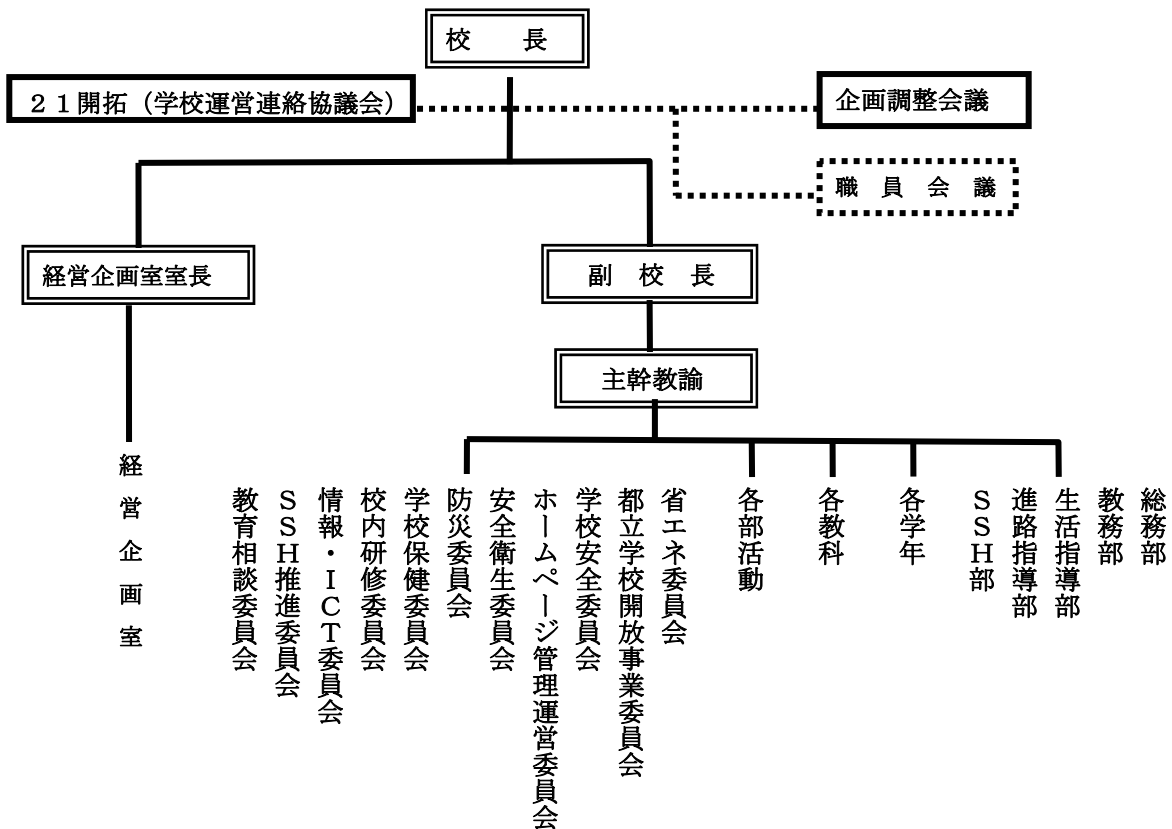
校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

8 運営

- (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。
- (2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第12 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第13 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第14 予算

校内予算の構成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第15 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第16 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。